

豊見城市の子ども派遣事業補助金交付要綱に関する事務取扱 要領

(施工 令和3年3月23日付け理事長決裁)

(目的)

第1条 この事務取扱要領は、豊見城市の子ども派遣事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、この要領を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(補助対象経費等)

第3条 要綱第4条第1項に定める「補助金の対象となる経費」について、派遣にホテルパックを利用し内訳等が不明の場合には、ホテルパック代金のうち3分の2を航空運賃、3分の1を宿泊費とみなす。

2 要綱第4条第4項に定める「当該大会出場に必要な期間」とは、原則当該大会の競技開始の前日から競技終了日までとする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の申請)

第4条 要綱第5条の規定による派遣前に申請する期限は下記のとおりとする。

- (1) 概算払いで補助金の交付を受けようとする者は、派遣大会30日前
- (2) 精算払いで補助金の交付を受けようとする者は、派遣大会10日前

(補助金の実績報告)

第5条 交通機関等に支障がでたことにより、事情の変更があった場合には可能な限りその支障がでたことを証明する書類を提出することとする。

(概算払い及び精算払いの支払方法)

第6条 要項第8条の規定による補助金の請求による支払先については、概算払いの場合は大会派遣を担当する旅行者へ、精算払いの場合は精算業務を担う株式会社旅らぼ沖縄を介して申請者等へ支払うものとする。

(対象経費)

第7条 主催団体等から補助金等が交付される場合には、その同額分を控除し計算するものとする。

(事業への協力)

第8条 当該補助金の交付を受けた者は、「沖縄・離島の子ども派遣基金」の目的である沖縄県内の子どもの部活動等の移動にかかる費用における家計負担を、様々なセクターの参画による当基金からの支援によって軽減されることで、子どもの権利を保証を実現するためのアンケート、地域円卓会議の出演等への協力を受けるものとする。

附 則

この事務取扱要領は、決済日より施行し、令和 2 年 11 月 6 日から適用する。

この事務取扱要領は、決済日より施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 11 月 6 日豊体協第 145 号）

この事務取扱要領は、令和 2 年 11 月 6 日から施行し、改正後の豊見城市の子ども派遣事業補助金交付要綱に関する事務取扱い要領の規定は令和 2 年 11 月 6 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日豊体協第 209 号）

この事務取扱要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の豊見城市の子ども派遣事業補助金交付要綱に関する事務取扱い要領の規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。